

令和6年度鳥取県航空レーザ測量業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和6年度鳥取県航空レーザ測量業務（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、本業務の調達公告に定めるもののほか、本業務に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）及び契約に関し、応募者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度鳥取県航空レーザ測量業務

(2) 業務の目的

戦後に拡大造林された森林が利用期を迎え、全国的に国産材の搬出が増大する中、鳥取県においても「とっとり森林・林業振興ビジョン」において、令和12年に50万m³/年の素材生産を目標に掲げており、今までの間伐中心の施業から今後は徐々に皆伐再造林施業が増大してくる見込みである。

こうした中、県内の林業事業者でも高性能林業機械を活用し、より効率的な間伐や皆伐の施業に対応するための気運が高まっている。

そこで、本業務では他機関が過年度に実施した航空レーザ測量成果を解析し、森林の現況や微地形を詳細に把握することにより、森林・林業行政及び森林管理・施業に活用することで、木材の急激な需要変化にも対応可能な原木供給力の強化と人工林の伐採・植え替え等の加速化を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

別添令和6年度鳥取県航空レーザ測量業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

(5) 予算額

金30,053,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(6) 納入場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県農林水産部森林・林業振興局 林政企画課

(7) 契約する者

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

(8) 契約担当部局

鳥取県農林水産部森林・林業振興局 林政企画課

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、単独企業であって、次に掲げる要件の全てを

満たす者とする。なお、本店等の所在地に係る区域制限は設けない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年鳥取県告示第513号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく入札参加資格のうち、測量業務に係るものを有する者であること。
- (3) 鳥取県農林水産部測量等業務プロポーザル実施要綱（平成14年6月26日付農政第277号鳥取県農林水産部長通知。以下「プロポーザル実施要綱」という。）第4条に該当しない者であること。
- (4) 本件調達の商品日から企画提案書の提出期限の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 平成26年4月1日から本件調達の商品日までの間に、国又は地方公共団体が発注した航空レーザ測量のデータを活用した地形及び森林情報に係る解析業務のうち、点密度4点/m²以上の業務（以下「同種業務」という。）又は点密度4点/m²未満の業務（以下「類似業務」という。）のいずれかの業務（以下「同種業務等」という。）の実績を有する者であること。
- (6) 測量法（昭和24年法律第188号）第49条に規定する測量士の資格及び高度な技術と十分な実務経験を有し、かつ、同種業務等の実績（再委託による業務としての実績は含まない。）を有している者を管理技術者として配置できること。
- (7) 測量法第49条に規定する測量士又は測量士補の資格を有している者を担当及び照査技術者として配置できること。

3 日程及び手続

(1) 基本的な日程及び手続の流れについて

- | | | |
|---|--------------|--------------------|
| ア | 令和6年8月9日（金） | 実施要領等の交付 |
| イ | 令和6年8月19日（月） | 質問書の提出期限 |
| ウ | 令和6年8月22日（木） | 参加表明書の提出期限 |
| エ | 令和6年8月30日（金） | 参加表明書の審査結果通知 |
| オ | 令和6年9月13日（金） | 企画提案書の提出期限 |
| カ | 令和6年9月24日（火） | プレゼンテーション審査会（予定） |
| キ | 令和6年10月4日（金） | 最優秀提案者の選定結果の通知（予定） |

(2) 手続等

ア 実施要領等の交付

実施要領及びその他の資料は、令和6年8月9日（金）から同月22日（木）までの間にインターネットの鳥取県農林水産部森林・林業振興局 林政企画課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/217810.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

(ア) 交付期間及び交付時間

令和6年8月9日（金）から同月22日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(イ) 交付場所

17に同じ

イ 交付資料

(ア) 実施要領

(イ) 仕様書

(ウ) 参加表明書(様式1)

(エ) 企業概要(様式2)

(オ) 業務の実施体制(様式3-1、3-2)

(カ) 企画提案書(様式4)

(キ) 業務の実施方針等(様式5)

(ク) 評価テーマに対する企画提案(様式6)

(ケ) 提案価格書(様式7)

(コ) 質問書(様式8)

4 プロポーザルの基本事項

本プロポーザルは、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。実施要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

なお、企画提案書の提出者(以下「企画提案者」という。)一者につき、一提案に限る。

また、企画提案者の間に次に掲げるいずれかに該当する関係がある場合は、最優秀提案者に選定しない。

- (1) 企画提案者の社長、取締役等が他の企画提案者の議決権(会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権をいう。以下同じ。)を保有しているとき。
- (2) 企画提案者の社長、取締役等と他の企画提案者の社長、取締役等が同一の会社の議決権を保有しているとき。
- (3) 企画提案者の取締役(会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下(4)及び(5)において同じ。)が他の企画提案者の取締役を兼ねているとき。
- (4) 企画提案者の取締役と他の企画提案者の取締役が同一の会社の取締役を兼ねているとき。
- (5) (1)から(4)に掲げる場合に準ずる場合で発注者が認めるものに該当するとき。

5 参加表明書の作成・提出に係る事項

- (1) 参加表明書の作成方法

様式1、様式2、様式3-1及び様式3-2に掲げる事項に対して参加表明書を作成すること。

なお、用紙サイズはA4縦とし、文字サイズは10ポイント以上でわかりやすく明瞭に記載すること。

- (2) 参加表明書の提出期限

令和6年8月22日(木)午後5時までに17の場所に持参又は郵便等の方法により提出する

こと。

なお、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により同日午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 参加表明書の内容に関する留意事項

ア 参加表明書（様式1）

提出者及び連絡担当者を記載すること。

イ 企業概要（様式2）

(ア) 登録状況

測量業者登録及びその他資格に係る登録状況を記載すること。

なお、企業の取得している業務登録や各種資格を証するもの（登録証の写し等）を添付すること。

令和6年4月1日時点の常勤技術者のうち、技術士（総合監理部門-森林部門）等の資格を有する者の保有者数（実人数）を記載すること。

なお、保有者数を証するもの（技術者状況調査提出書類、資格登録機関資料、外部公表書類・HP等の写し等）を添付すること。

(イ) 同種業務等の実績

平成26年4月1日から本件調達の公告日までの間に完了した同種業務等の実績（再委託による業務としての実績及びは含まない。）を4件以内で記載すること。

ただし、同種業務の実績を優先して記載するものとし、同種業務の実績が4件に満たない場合に類似業務の実績があれば記載すること。

なお、記載した業務に係る測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録の写し又は契約内容及び履行が確認できる契約関係書類（契約書、特記仕様書、検査結果通知書等）の写しを添付すること。

(ウ) 当該地域の業務実績

平成26年4月1日から本件調達の公告日までの間に完了した当該地域における森林・林業関係の測量、空中写真測量、地図調整業務の実績（再委託による業務としての実績及びは含まない。）があれば1件のみ記載すること。当該地域とは、鳥取県鳥取市及び鳥取県西伯郡伯耆町を指す。

なお、記載した業務に係る測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録の写し又は契約内容及び履行が確認できる契約関係書類（契約書、特記仕様書、検査結果通知書等）の写しを添付すること。

ウ 業務の実施体制（様式3-1、様式3-2）

(ア) 資格状況等

配置予定管理技術者、配置予定担当技術者及び配置予定照査技術者（以下「配置予定技術者」という。）が特定資格を有していることを証するもの（合格証明書の写し、資格者証の写し等）及び常勤であることを証するもの（健康保険証の写し、厚生年金被保険

者標準報酬決定通知書の写し等)を添付すること。

(イ) 同種業務等の実績

平成26年4月1日から本件調達の公告日までの間に完了した配置予定管理技術者の同種業務等の実績(照査技術者として従事した実績及び再委託による業務としての実績は含まない。)を8件以内で記載すること。

ただし、同種業務の実績を優先して記載するものとし、同種業務の実績が8件に満たない場合に類似業務の実績があれば記載すること。

なお、記載した業務に係る測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)への登録の写し又は契約内容及び履行が確認できる契約関係書類(契約書、特記仕様書、技術者通知、検査結果通知書等)の写しを添付すること。

(ウ) 当該地域の業務実績

平成26年4月1日から本件調達の公告日までの間に完了した配置予定管理技術者の当該地域における森林・林業関係の測量、空中写真測量、地図調整業務の実績(照査技術者として従事した実績及び再委託による業務としての実績は含まない。)があれば1件のみ記載すること。当該地域とは、鳥取県鳥取市及び鳥取県西伯郡伯耆町を指す。

なお、記載した業務に係る測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)への登録の写し又は契約内容及び履行が確認できる契約関係書類(契約書、特記仕様書、技術者通知、検査結果通知書等)の写しを添付すること。

(エ) 実務経験

配置予定管理技術者が測量士又は測量士補の登録を受けた後、森林整備事業(林道及び治山事業を含む。)の測量等業務に従事した内容及び期間を20件以内で記載すること。

なお、記載した業務に係る測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)への登録の写し又は契約内容及び履行が確認できる契約関係書類(契約書、特記仕様書、技術者通知、検査結果通知書等)の写しを添付すること。

6 企画提案書の提出者を選定するための基準

提出された参加表明書を次の評価基準により評価し、評価の合計点の上位5者を企画提案者として選定する。ただし、選定の対象となる最下位の順位の者が複数存在する場合等には、5者を超えて選定する。

評価項目		評価事項	評価の視点
参加表明者の 経験及び能力 (20点)	登録及び資格状 況	測量業者登録等 保有技術者数	登録及び資格取得されているか 十分に技術者を有しているか
	業務の迅速性	主たる営業所(契約予定 先)の所在地	主たる営業所が近隣にあるか
	業務執行能力	同種業務等の内容	同種業務等の実績があるか
	地域精通度	当該地域の業務実績	当該地域において森林・林業関係 業務の実績があるか
配置予定管理	資格状況	技術者資格等の内容	専門的な技術者資格等を有して

技術者の経験 及び能力(20 点)			いるか ※「測量士」は参加要件とし、評価しない
	実務経験	従事した測量等業務の内容	十分な実務経験を有しているか
	業務執行能力	同種業務等の内容	同種業務等の実績があるか
	地域精通度	当該地域の業務実績	当該地域において森林・林業関係業務の実績があるか

7 企画提案者の選定結果の通知及び非選定理由の説明

(1) 結果の通知

企画提案者の選定結果については、参加表明した全ての者に対し、令和6年8月30日（金）までに通知する。

(2) 非選定理由の説明

ア 参加表明書を提出した者のうち、企画提案者として選定されなかった者に対しては、その旨とその理由を通知する。

イ アの通知を受けた者は通知の日から起算して4日（休日等を除く。）以内に書面（様式自由）により非選定理由について説明を求めることができる。

なお、鳥取県知事は、説明を求めることができる期限から起算して6日以内（休日等を除く。）に書面により回答を行う。

8 企画提案書の作成・提出に係る事項

(1) 企画提案書の作成方法

仕様書に基づき、様式4から様式7までに掲げる事項に対して企画提案書を作成すること。
なお、用紙サイズはA4縦とし、文字サイズは10ポイント以上でわかりやすく明瞭に記載すること。

また、カラーで作成してもよい。

(2) 企画提案書の提出部数及び体裁

ア 正本（企画提案書の表紙を含む。） 1部

イ 副本（企画提案書の表紙を除く。） 9部

ウ 副本の原稿（PDF形式でCD-Rに格納） 1部

※副本には、自社の名称及び企画提案者が特定できる記述等を一切記載しないこと。

(3) 企画提案書の提出期限

令和6年9月13日（金）午後5時までに17の場所に持参又は郵便等の方法により提出すること。

なお、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずる

もの（親展と明記すること。）により同日午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 企画提案書の内容に関する留意事項

ア 企画提案書（様式4）

企画提案者及び連絡担当者を記載すること。

イ 業務の実施方針等（様式5）

業務の実施方針、実施フロー及び工程表について、簡潔に記載すること。

なお、必要に応じて行や列を追加してもよいが、全体で3ページ以内とすること。

また、企画提案者を特定できる内容の記述（具体的な法人名、個人名等）を記載しないこと。

ウ 評価テーマに対する企画提案（様式6）

仕様書の第4に記載する業務を実施するための方法などに関して、航空レーザ測量の実施方法等についての評価テーマに対する企画提案を記載すること。

なお、記載に当たり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真等を使用することができるが、これらの図表等を含め、9ページ以内とすること。

また、企画提案者を特定できる内容の記述（具体的な法人名、個人名等）を記載しないこと。

エ 提案価格書（様式7）

本業務に係る提案価格書を作成すること。

なお、提案価格は、コスト低減の視点を評価するとともに、本業務の業務規模と比して大きくかけ離れていないこと及び提案内容に対して不適切でないことを確認するために用いるものであり、最優秀提案者として選定された者とは速やかに契約締結前の協議を行い、見積書を徴する。

また、1の(5)の予算額を超える提案価格書を提出した場合は失格とする。

9 企画提案書の評価に関する事項

(1) 企画提案書の事前評価

企画提案書は、プロポーザル実施要綱第10条に規定する鳥取県航空レーザ測量業務プロポーザル企画提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員に事前に配布し、委員は評価委員会において策定された評価項目、評価基準に基づき、事前評価を行う。

(2) プレゼンテーションによる企画提案書の最終評価

企画提案者は評価委員会に対するプレゼンテーションを行い、委員はその説明を聞いた上で、最終的な評価を行う。

なお、プレゼンテーションでは追加資料を認めない。

(3) プレゼンテーションの予定日

プレゼンテーションの予定日は令和6年9月24日（火）とする。なお、変更する可能性があるため、詳細は企画提案者に別途通知する。

(4) プレゼンテーションの開催形式等

開催形式は、オンライン形式を予定している。プレゼンテーション終了後、評価委員からの質問時間を設けることとする。接続用URL及び詳細な時間配分は企画提案者に別途通知

する。

なお、オンライン形式でプレゼンテーションを行うWeb会議システムはWebexを使用する。評価委員がプレゼンテーションをオンライン形式で視聴するのに必要なプロジェクター、スクリーン、パソコン、マイク、スピーカー等は17の場所で準備する。企画提案者は、説明資料をWeb会議システムで共有し、プレゼンテーションを行うこと。

(5) プレゼンテーションの留意事項

ア プレゼンテーションに出席できる者は、配置予定管理技術者、担当技術者、照査技術者及び契約予定者（主たる営業所の代表者）の4名以内とし、出席者は全員オンライン形式で出席すること。

イ プレゼンテーションでは、配置予定管理技術者が全ての内容を説明すること。ただし、配置予定担当技術者等が配置予定管理技術者の説明を補足することは可とする。

10 企画提案書を選定するための評価基準

企画提案書は、次の基準に基づいて評価し、本業務を実施するのに妥当なものとなっているかを確認して最優秀提案者を選定するものとする。なお、評価結果については、契約締結後に選定した最優秀提案者の名称のみをインターネットの鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/217810.htm>) で公表する。

評価項目	評価事項	評価の視点
配置予定技術者の経験及び能力 (24点)	技術者資格等の内容	専門的な技術者資格等を有しているか ※「測量士」は参加要件とし評価しない
	従事した測量等業務の内容	十分な実務経験を有しているか
	同種業務の内容	同種業務の実績があるか
	当該地域の業務実績	当該地域において森林・林業関係業務の実績があるか
実施方針等 (24点)	業務理解度	目的、条件、業務内容の把握について、妥当性があるか
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローについて、妥当性があるか
	工程計画	業務量の把握状況を示す工程計画について、妥当性があるか
	その他	地域の実情を把握し、本業務の円滑な実施に関する提案があるか
評価テーマに対する企画提案の内容 (44点)	的確性	・本業務を進める上での与条件が整理されているか ・業務の着目点、問題点、解決方法が業務項目ごとに整理されているか

		・本業務を行う上で、成果品の精度の向上に資する提案があるか
	実現性	提案内容を裏付ける根拠が明示されており、提案内容に説得力があるか
	独創性	新技術を採用した具体的な提案があるか
提案価格（8点）	コスト低減	コスト低減が図られた価格か 予算額を超えていないか

11 最優秀提案者の選定通知及び非選定理由の説明

(1) 結果の通知

提出された企画提案書については、評価委員会で評価した後、評価の合計点が最上位である者1者を選定し、その結果を全ての企画提案者に通知する。

なお、最上位が2者以上いる場合は、評価の合計点の内、「評価テーマに対する企画提案の内容」の評価項目の得点が高い者を選定する。

上記の方法においても最上位が2者以上いる場合は、くじ引きとする。

(2) 非選定理由の説明

ア 選定されなかった者に対しては、その旨とその理由を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、鳥取県知事に対し、通知の日から起算して4日（休日等を除く。）以内に書面（様式自由）により非選定理由について説明を求めることができる。なお、鳥取県知事は、説明を求めることができる期限から起算して6日以内（休日等を除く。）に書面により回答を行う。

12 質問の受付

企画提案書等の作成・提出及び本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式8）を作成し、電子メールにより17の場所に提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。なお、電子メールにより質問する場合は、タイトルに【質問】令和6年度鳥取県航空レーザ測量業務について」と記載すること。

(1) 質問の受付期限

令和6年8月19日（月）正午

(2) 質問に対する回答

質問のあった事項について、回答を令和6年8月21日（水）までに以下のインターネットの鳥取県農林水産部森林・林業振興局 林政企画課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/217810.htm>) にまとめて掲載する。

13 契約の締結

(1) 契約の相手方

10により最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結前の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内の内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、企画提案書の最終審査により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 契約金額

(1)により契約締結の協議を行う者から見積書を徴し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 電子契約

本業務に係る契約は、電子契約の締結が可能であり、(1)の契約締結の協議が整った後、契約の相手方（以下「受注者」という。）に対し、電子契約サービス利用の意思確認を行うものとする。

14 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

15 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ アの承認により受注者が第三者に再委託を行う場合、受注者は、再委託先に契約書に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負担させるものとする。

16 その他

(1) 書類の作成に用いる言語、通貨、時刻及び単位

日本語、日本円、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）による単位とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出、質問回答等に要する費用は、企画提案者の負担とする。

(3) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び企画提案書を無効とする場合がある。

(4) 提出された参加表明書、企画提案書等は返却しない。また、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定により、開示請求の対象となる。

(5) 参加表明書、企画提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。

また、参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。

ただし、契約締結後、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、変更後の配置予定技術者は、発注者が了承する同等以上の技術者でなければならない。

(6) 企画提案書の提出後に2の参加資格を有しないことが判明した者及び実施要領と仕様書の

規定に適合しないもの及び虚偽の記載がなされた企画提案者は失格とする。

なお、失格となった者には、速やかにその旨を通知する。

(7) 著作権の取扱い

ア 最優秀提案者に選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては企画提案者に帰属するものとする。

イ 最優秀提案者に選定されなかった企画提案者の企画提案書に係る著作権は、企画提案者に帰属するものとする。

ウ 発注者は企画提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(8) 契約の解除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(9) その他

ア 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削る。

イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

17 手続等に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県農林水産部森林・林業振興局 林政企画課

電 話 番 号 0857-26-7301

ファクシミリ 0857-26-8192

電子メールアドレス rinse-kikaku@pref.tottori.lg.jp